

改正	2009年3月28日	2010年2月18日
	2011年2月17日	2014年4月26日
	2015年3月20日	2018年2月24日

（目的）

第1条 同志社大学において実施される動物実験等が、「同志社大学動物実験等の実施に関する規程」に基づいて適正に遂行されるために、同志社大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 動物実験計画の審査に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果の点検及び検証に関する事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 動物実験施設等の維持管理に関する事項
- (5) 教育訓練、自己点検・評価及び情報公開に関する事項
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 委員会は、同志社大学動物実験等の実施に関する規程に基づき、動物実験実施者及び実験動物管理者に対し、必要に応じて適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、動物実験等に関する事項について調査及び検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

（構成）

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験を実施する学部又は研究科の長から1名
- (2) 施設部長
- (3) 保健センター所長
- (4) 環境保全・実験実習支援センター副所長から1名
- (5) 生命医科学部、脳科学研究科の組換えDNA実験安全主任者
- (6) 倫理審査主事から1名
- (7) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者で、生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部及び脳科学研究科から各1名
- (8) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2名

2 委員会に委員長を置き、学長がこれを委嘱する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもってあてる。

4 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第4条 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号から第6号に定める委員の任期はその職の期間とする。

3 前条第1項第7号及び第8号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（議事）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の賛成で決する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員は、自らが動物実験実施者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することができる。

5 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(審査の基準)

第6条 動物実験計画等の審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次の各号に掲げる規程等への適合性によるものとする。

- (1) 同志社大学動物実験等の実施に関する規程
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律
- (3) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- (4) 動物の処分方法に関する指針
- (5) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
- (6) 関連する動物実験等に関する法令、所轄庁の指針等

(動物実験計画の審査)

第7条 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に立案されたか否かを客観的な視点及び科学的合理性の確保の観点から審査するものとする。

(審査の付議)

第8条 学長は、動物実験実施計画書を受理したときは、速やかに、委員長にその審査を付議するものとする。

(審査の実施)

第9条 委員長は、学長から審査の付議を受けたときは、当該計画書を審査に付し、判定を行うものとする。

2 委員会は、必要あるときは、申請者を当該動物実験計画等の審査を行う会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

3 委員会は、審査の経過を勘案して、申請者に対して動物実験計画等の変更を勧告することができる。

4 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認

5 審査の委員会の議事は、第5条の規定により行う。

(審査の結果)

第10条 委員長は、動物実験計画等の審議の結果を学長に報告するものとする。この場合において、審査の結果が前条第4項第2号のときにはその条件を第3号のときにはその理由を付記するものとする。

2 学長は、前項の判定結果を承認するか否かを決定し、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に通知する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を文書でもって記録及び保存し、必要と認めたときは公表することができる。

(専門委員)

第11条 委員長は、動物実験計画等の専門的な事項に関して調査及び審議する必要がある場合、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議事に加わることはできない。

3 専門委員は、当該専門事項の調査、審議等が終わったときに解職される。

(研究計画等の変更)

第12条 申請者が、第9条第4項第1号又は第2号の判定を受けた動物実験計画等において、計画内容等の変更をしようとするときは、その変更について、あらかじめ委員長の承認を得なければならない。

(再審査)

第13条 申請者が、第9条第4項第2号又は第3号の判定を受けた動物実験計画等において、審査の判定に異議のあるときは、異議の根拠となる資料を添えて、委員長に再審査の申請をすることができる。

2 前項の再審査の方法については、第8条から第10条の規定を準用する。

(動物実験結果の検証)

第14条 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に履行されたか否かを規程等の遵守状況及び実施結果の適正性の観点から検証するものとする。

(検証の諮問)

第15条 学長は、動物実験実施報告書を受理したときは、速やかに、委員長にその検証を諮問するものとする。

(検証の実施)

第16条 委員長は、学長から検証の諮問を受けたときは、当該報告書を協議に付し、点検を行うものとする。

(検証の結果)

第17条 委員長は、動物実験結果等の検証の結果を学長に報告するものとする。この場合において、必要に応じ適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の検証の結果について、規程等への適合性について把握するとともに、委員会の報告に基づき、必要に応じて、適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を講じるものとする。

(委員会の運営)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の審議を経て、別に定めることができる。

(事務)

第19条 委員会の事務は、環境保全・実験実習支援センター事務室及び倫理審査室事務室が行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。